

周南市隣保館条例等の一部を改正する条例制定について

周南市隣保館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

周南市長 藤井律子

周南市隣保館条例等の一部を改正する条例

(周南市隣保館条例の一部改正)

第1条 周南市隣保館条例（平成15年周南市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同項前段中「の合計金額」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第6条関係）

周南市隣保館使用料

区分	1時間につき
50平方メートル未満	100円
50平方メートル以上	340円
調理実習室	340円

備考 周南市隣保館使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

別表第2を削る。

(周南市農林業集会所条例の一部改正)

第2条 周南市農林業集会所条例（平成15年周南市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同項前段中「の合計金額」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第3条、第5条関係）

名称	区分	1時間につき
周南市高瀬集会所	集会室	187円
	和室	134円
周南市馬神集会所	集会室	187円
	和室	134円
	調理実習室	250円

備考 営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に100分の400を乗じて得た額とする。

別表第2を削る。

（周南市鹿野わかもの定住センター設置条例の一部改正）

第3条 周南市鹿野わかもの定住センター設置条例（平成15年周南市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条前段中「の合計金額」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	1時間につき
研修室	449円
情報収集室	348円
加工実習室	631円

別表第2を削る。

（周南市熊毛勤労者総合福祉センタ一条例の一部改正）

第4条 周南市熊毛勤労者総合福祉センタ一条例（平成15年周南市条例第190号）の

一部を次のように改正する。

別表第1控室1・2の項使用料の欄中「115円」を「146円」に改め、同表文化教養室の項使用料の欄中「199円」を「283円」に改め、同表調理室の項使用料の欄中「167円」を「251円」に改め、同表研修室の項使用料の欄中「450円」を「597円」に改め、同表会議室1の項使用料の欄中「345円」を「429円」に改め、同表会議室2の項使用料の欄中「240円」を「324円」に改め、同表サークルーム1・2の項使用料の欄中「115円」を「146円」に改める。

別表第3多目的ホールの項中「1,055円」を「1,266円」に改め、同表中

「

ステージ	451円
研修室	123円
文化教養室	70円
会議室1	
会議室2	
調理室	
控室1・2	26円
サークルーム1・2	

」

を

「

ステージ	541円
------	------

」

に改める。

(周南市地方卸売市場条例の一部改正)

第5条 周南市地方卸売市場条例（平成15年周南市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第64条第1項第1号の表中

「

会議室使用料	1回（4時間以内）1平方メートルにつき 20円
--------	-------------------------

」

を

「

2階会議室使用料	1時間につき 1,022円
3階会議室使用料	1時間につき 759円

」

に改め、同項第2号の表中

「

大会議室使用料	1回（4時間以内）につき 1,580円
小会議室使用料	1回（4時間以内）につき 440円

」

を

「

大会議室使用料	1時間につき 592円
---------	-------------

」

に改め、同項第3号を削り、同条第7項中「又は回数」を削る。

(周南市金峰杣の里交流館条例の一部改正)

第6条 周南市金峰杣の里交流館条例（平成17年周南市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第12条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第6条、第12条関係）

区分	1時間につき
多目的室	191円
和室	139円
調理室	208円

シャワー室	1人1回100円（ただし、給湯を使用する場合に限る。）
-------	-----------------------------

備考 第2条第1項に規定する設置目的以外で利用するときは、利用料金の400パーセント相当額とする。

別表第2を削る。

(周南市環境館条例の一部改正)

第7条 周南市環境館条例（平成23年周南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項、第9条第1項及び第16条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1の表を次のように改める。

区分	1時間につき
研修室(1)	373円
研修室(2)	373円
展示エリア	10平方メートルまでごとに
多目的スペース	
多目的ホール	20円
会議室（2階）	185円
附属設備等	3,000円の範囲内で規則で定める額

別表第1備考2の次に次のように加える。

3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

4 1件の使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 1件の使用料の額が、100円未満となる使用料は、これを100円とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(周南市道の駅ソーラーネ周南条例の一部改正)

第8条 周南市道の駅ソーラーネ周南条例（平成25年周南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表第2研修交流室の項利用料金の欄中「4,074円」を「4,806円」に、「2,037

円」を「2,403円」に改め、同表調理実習室の項利用料金の欄中「407円」を「502円」に、「203円」を「251円」に改める。

別表第3を削る。

(周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の一部改正)

第9条 周南市徳山駅前賑わい交流施設条例（平成28年周南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「別表第1」を「別表」に改める。

第13条第2項及び第19条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1中「900円」を「1,000円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「200円」を「250円」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の周南市隣保館条例、周南市農林業集会所条例、周南市鹿野わかもの定住センター設置条例、周南市熊毛勤労者総合福祉センターライン条例、周南市地方卸売市場条例、周南市金峰山の里交流館条例、周南市環境館条例、周南市道の駅ソーラーネット周南条例及び周南市徳山駅前賑わい交流施設条例（以下これらを「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後の使用料（指定管理者に利用料金として収受させる場合にあっては、利用料金。以下「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 令和8年4月1日以後の使用について、この条例による改正前の周南市隣保館条例、周南市農林業集会所条例、周南市鹿野わかもの定住センター設置条例、周南市熊毛勤労者総合福祉センターライン条例、周南市地方卸売市場条例、周南市金峰山の里交流館条例、周南市環境館条例、周南市道の駅ソーラーネット周南条例及び周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の規定による使用料が納付された場合において、当該納付された使用料の額が新条例の規定による使用料の額を超えるときは、その超える額を還付するものとする。

(参考)

周南市隣保館条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案																								
(使用料) 第6条 (略) 2 隣保館の営利又は目的外使用については、別表第1及び別表第2のとおり使用料の合計金額を徴収する。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3・4 (略)	(使用料) 第6条 (略) 2 隣保館の営利又は目的外使用については、別表のとおり使用料を徴収する。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3・4 (略)																								
<u>別表第1（第6条関係）</u> <u>周南市隣保館使用料</u>	<u>別表（第6条関係）</u> <u>周南市隣保館使用料</u>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>8時30分～ 12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50平方メートル 未満</td> <td>150円</td> <td>230円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>50平方メートル 以上</td> <td>810円</td> <td>1,210円</td> <td>1,210円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>810円</td> <td>1,210円</td> <td>1,210円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	8時30分～ 12時	12時～17時	17時～22時	50平方メートル 未満	150円	230円	230円	50平方メートル 以上	810円	1,210円	1,210円	調理実習室	810円	1,210円	1,210円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50平方メートル未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50平方メートル以上</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>340円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間につき	50平方メートル未満	100円	50平方メートル以上	340円	調理実習室	340円
区分	8時30分～ 12時	12時～17時	17時～22時																						
50平方メートル 未満	150円	230円	230円																						
50平方メートル 以上	810円	1,210円	1,210円																						
調理実習室	810円	1,210円	1,210円																						
区分	1時間につき																								
50平方メートル未満	100円																								
50平方メートル以上	340円																								
調理実習室	340円																								
備考 周南市隣保館使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。																									

現行	改正案								
<p><u>別表第2（第6条関係）</u></p> <p><u>周南市隣保館冷暖房使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50平方メートル未満</td><td>41円</td></tr> <tr> <td>50平方メートル以上</td><td>52円</td></tr> <tr> <td>調理実習室</td><td>52円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考 周南市隣保館冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</u></p>	区分	1時間につき	50平方メートル未満	41円	50平方メートル以上	52円	調理実習室	52円	
区分	1時間につき								
50平方メートル未満	41円								
50平方メートル以上	52円								
調理実習室	52円								

周南市農林業集会所条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案																															
(使用の許可) 第3条 別表第1に定める施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略)	(使用の許可) 第3条 別表に定める施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略)																															
(使用料) 第5条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略)	(使用料) 第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略)																															
<u>別表第1（第3条、第5条関係）</u> <u>周南市農林業集会所使用料</u>	<u>別表（第3条、第5条関係）</u>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="4">時間区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周南市</td> <td>集会室</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>1時間につき 125円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	時間区分				午前	午後	夜間	延長	周南市	集会室	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	1時間につき 125円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周南市高瀬集会所</td> <td>集会室</td> <td>187円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>134円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周南市馬神集会所</td> <td>集会室</td> <td>187円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>134円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	1時間につき	周南市高瀬集会所	集会室	187円	和室	134円	周南市馬神集会所	集会室	187円	和室	134円	調理実習室	250円
名称			施設	時間区分																												
	午前	午後		夜間	延長																											
周南市	集会室	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	1時間につき 125円																											
名称	区分	1時間につき																														
周南市高瀬集会所	集会室	187円																														
	和室	134円																														
周南市馬神集会所	集会室	187円																														
	和室	134円																														
	調理実習室	250円																														

現行						改正案
高瀬集 会所	和室	290円	290円	360円	73円	
周南市 馬神集 会所	集会室	500円	500円	620円	125円	
	和室	290円	290円	360円	73円	
	調理実 習室	750円	750円	940円	188円	

備考

- 1 営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に100分の400を乗じて得た額とする。
- 2 延長して使用する場合の使用料は、この表に定める延長して使用する場合の1時間単価を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

別表第2（第5条関係）

周南市農林業集会所冷暖房使用料

名称	施設	1時間につき
周南市高瀬集会所	集会室	52円
	和室	
周南市馬神集会所	集会室	
	和室	
	調理実習室	

備考 営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に100分の400を乗じて得た額とする。

現行	改正案
<p><u>備考</u> 周南市農林業集会所冷暖房使用料は、使用する時間に この表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合に おいて、1時間未満の時間は1時間とみなす。</p>	

周南市鹿野わかもの定住センター設置条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案																
(使用料) 第6条 前条による許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(使用料) 第6条 前条による許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。																
<u>別表第1（第6条関係）</u>	<u>別表（第6条関係）</u>																
<u>あぐりハウス使用料</u>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td><td>387円</td></tr> <tr> <td>情報収集室</td><td>324円</td></tr> <tr> <td>加工実習室</td><td>607円</td></tr> </tbody> </table>	区分	1時間につき	研修室	387円	情報収集室	324円	加工実習室	607円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td><td>449円</td></tr> <tr> <td>情報収集室</td><td>348円</td></tr> <tr> <td>加工実習室</td><td>631円</td></tr> </tbody> </table>	区分	1時間につき	研修室	449円	情報収集室	348円	加工実習室	631円
区分	1時間につき																
研修室	387円																
情報収集室	324円																
加工実習室	607円																
区分	1時間につき																
研修室	449円																
情報収集室	348円																
加工実習室	631円																
<u>備考</u> あぐりハウス使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。																	
<u>別表第2（第6条関係）</u>																	
<u>あぐりハウス冷暖房使用料</u>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> </table>	区分	1時間につき															
区分	1時間につき																

現行		改正案
研修室	52円	
情報収集室	20円	
加工実習室	20円	
<u>備考</u> あぐりハウス冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。		

周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例新旧対照表（第4条の改正）

現行			改正案		
別表第1（第5条、第7条関係） 周南市熊毛勤労者総合福祉センター施設使用料			別表第1（第5条、第7条関係） 周南市熊毛勤労者総合福祉センター施設使用料		
施設の名称	単位	使用料	施設の名称	単位	使用料
(略)					
控室1・2	各室 1時間につき	115円	控室1・2	各室 1時間につき	146円
文化教養室	1時間につき	199円	文化教養室	1時間につき	283円
調理室	〃	167円	調理室	〃	251円
(略)					
研修室	1時間につき	450円	研修室	1時間につき	597円
会議室1	〃	345円	会議室1	〃	429円
会議室2	〃	240円	会議室2	〃	324円
サークルルーム1・2	各室 1時間につき	115円	サークルルーム1・2	各室 1時間につき	146円
(略)					
備考 (略)			備考 (略)		

現行

別表第3（第7条関係）

周南市熊毛勤労者総合福祉センター冷暖房使用料

使用区分	1時間につき
多目的ホール	1,055円
ステージ	451円
研修室	123円
文化教養室	70円
会議室1	
会議室2	
調理室	
控室1・2	26円
サークルルーム1・2	

備考 (略)

改正案

別表第3（第7条関係）

周南市熊毛勤労者総合福祉センター冷暖房使用料

使用区分	1時間につき
多目的ホール	1,266円
ステージ	541円

備考 (略)

周南市地方卸売市場条例新旧対照表（第5条の改正）

現行	改正案																						
(市場施設の使用料) 第64条 市場施設の使用料は、次に定める範囲内で規則で定める。 (1) 地方卸売市場	(市場施設の使用料) 第64条 市場施設の使用料は、次に定める範囲内で規則で定める。 (1) 地方卸売市場																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>会議室使用料</td><td>1回（4時間以内）1平方メートルにつき 20円</td></tr> <tr> <td>関連事業者店舗（生鮮食料品等）使用料</td><td>1平方メートルにつき 月額 1,190円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		会議室使用料	1回（4時間以内）1平方メートルにつき 20円	関連事業者店舗（生鮮食料品等）使用料	1平方メートルにつき 月額 1,190円	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2階会議室使用料</td><td>1時間につき 1,022円</td></tr> <tr> <td>3階会議室使用料</td><td>1時間につき 759円</td></tr> <tr> <td>関連事業者店舗（生鮮食料品等）使用料</td><td>1平方メートルにつき 月額 1,190円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		2階会議室使用料	1時間につき 1,022円	3階会議室使用料	1時間につき 759円	関連事業者店舗（生鮮食料品等）使用料	1平方メートルにつき 月額 1,190円	(略)	
種類	金額																						
(略)																							
会議室使用料	1回（4時間以内）1平方メートルにつき 20円																						
関連事業者店舗（生鮮食料品等）使用料	1平方メートルにつき 月額 1,190円																						
(略)																							
種類	金額																						
(略)																							
2階会議室使用料	1時間につき 1,022円																						
3階会議室使用料	1時間につき 759円																						
関連事業者店舗（生鮮食料品等）使用料	1平方メートルにつき 月額 1,190円																						
(略)																							
(2) 水産物市場	(2) 水産物市場																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>大会議室使用料</td><td>1回（4時間以内）につき 1,580円</td></tr> <tr> <td>小会議室使用料</td><td>1回（4時間以内）につき 440円</td></tr> <tr> <td>活魚槽使用料</td><td>1平方メートルにつき 月額 530円</td></tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		大会議室使用料	1回（4時間以内）につき 1,580円	小会議室使用料	1回（4時間以内）につき 440円	活魚槽使用料	1平方メートルにつき 月額 530円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>大会議室使用料</td><td>1時間につき 592円</td></tr> <tr> <td>活魚槽使用料</td><td>1平方メートルにつき 月額 530円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		大会議室使用料	1時間につき 592円	活魚槽使用料	1平方メートルにつき 月額 530円	(略)			
種類	金額																						
(略)																							
大会議室使用料	1回（4時間以内）につき 1,580円																						
小会議室使用料	1回（4時間以内）につき 440円																						
活魚槽使用料	1平方メートルにつき 月額 530円																						
種類	金額																						
(略)																							
大会議室使用料	1時間につき 592円																						
活魚槽使用料	1平方メートルにつき 月額 530円																						
(略)																							

現行	改正案								
(略)									
(3) 冷暖房使用料									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方卸売市場 会議室</td><td>1平方メートルにつき 1円50銭</td></tr> <tr> <td>水産物市場 大会議室</td><td>120円</td></tr> <tr> <td></td><td>小会議室 40円</td></tr> </tbody> </table>	区分	1時間につき	地方卸売市場 会議室	1平方メートルにつき 1円50銭	水産物市場 大会議室	120円		小会議室 40円	
区分	1時間につき								
地方卸売市場 会議室	1平方メートルにつき 1円50銭								
水産物市場 大会議室	120円								
	小会議室 40円								
2～6 (略)	2～6 (略)								
7 面積又は回数によって使用料を算定するものについては、その算定した額に100分の110を乗じて得た額を使用料とする。	7 面積によって使用料を算定するものについては、その算定した額に100分の110を乗じて得た額を使用料とする。								
8 (略)	8 (略)								

周南市金峰杣の里交流館条例新旧対照表（第6条の改正）

現行	改正案																							
(利用の許可) 第6条 別表第1に定める施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略)	(利用の許可) 第6条 別表に定める施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略)																							
(利用料金) 第12条 (略) 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。 3・4 (略)	(利用料金) 第12条 (略) 2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。 3・4 (略)																							
<u>別表第1（第6条、第12条関係）</u> <u>交流館利用料金</u>	<u>別表（第6条、第12条関係）</u>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>1時間につき</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>640円</td> <td>125円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	延長	施設	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	1時間につき	多目的室	520円	520円	640円	125円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室</td> <td>191円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>139円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>208円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間につき	多目的室	191円	和室	139円	調理室	208円
区分	午前	午後	夜間	延長																				
施設	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	1時間につき																				
多目的室	520円	520円	640円	125円																				
区分	1時間につき																							
多目的室	191円																							
和室	139円																							
調理室	208円																							

現行					改正案			
和室	310円	310円	380円	73円				
調理室	830円	830円	1,040円	209円				
シャワー室	1人1回100円（ただし、給湯を使用する場合に限る。）							
<u>備考</u>					<u>備考 第2条第1項に規定する設置目的以外で利用するときは、利用料金の400パーセント相当額とする。</u>			
1 第2条第1項に規定する設置目的以外で利用するときは、利用料金の400パーセント相当額とする。								
2 延長とは、この表に定める午前、午後又は夜間の時間を超えることをいい、利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長して利用する時間にこの表に定める延長して利用する場合の1時間単価を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。								
<u>別表第2（第12条関係）</u>								
<u>交流館冷暖房利用料金</u>								
区分	1時間につき							
多目的室（暖房）	52円							
和室（冷暖房）								
<u>備考 交流館冷暖房利用料金は、利用する時間にこの表に定</u>								

現行	改正案
<p><u>める利用料金を乗じて得た額とする。この場合において、 1時間未満の時間は1時間とみなす。</u></p>	

周南市環境館条例新旧対照表（第7条の改正）

現行	改正案
(利用の許可) 第6条 環境館の施設及び設備で <u>別表第1及び別表第2</u> に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略)	(利用の許可) 第6条 環境館の施設及び設備で <u>別表</u> に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略)
(使用料) 第9条 環境館の利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める使用料を納付しなければならない。 2・3 (略)	(使用料) 第9条 環境館の利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、 <u>別表</u> に定める使用料を納付しなければならぬ。 2・3 (略)
(利用料金) 第16条 (略) 2 (略) 3 利用料金の額は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。 4・5 (略)	(利用料金) 第16条 (略) 2 (略) 3 利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。 4・5 (略)
<u>別表第1</u> （第9条関係） 環境館使用料	<u>別表</u> （第9条関係） 環境館使用料

現行			改正案				
区分	午前	午後	区分	1時間につき			
	午前 9時から正午まで	正午から午後 5時まで	研修室(1)	373円			
研修室(1)	620円	1,040円	研修室(2)	373円			
研修室(2)	620円	1,040円	展示エリア	10平方メートルまでごとに			
展示エリア	10平方メートルまでごとに	10平方メートルまでごとに	多目的スペース				
多目的スペース			多目的ホール	20円			
多目的ホール	60円	100円	会議室(2階)	185円			
会議室(2階)	310円	520円	附属設備等	3,000円の範囲内で規則で定める額			
附属設備等	3,000円の範囲内で規則で定める額						
備考							
1・2 (略)							
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。							
4 1件の使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。							
5 1件の使用料の額が、100円未満となる使用料は、これを100円とする。							
別表第2(第9条関係)							

現行			改正案
環境館冷暖房使用料			
区分	午前	午後	
	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	
研修室（1）	310円	520円	
研修室（2）	310円	520円	
会議室（2階）	150円	260円	

周南市道の駅ソレーネ周南条例新旧対照表（第8条の改正）

現行		改正案	
(利用料金) 第12条 (略)		(利用料金) 第12条 (略)	
2 利用料金の額は、別表に定める範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。		2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。	
3 (略)		3 (略)	
別表第2 (第12条関係)		別表第2 (第12条関係)	
区分	利用料金	区分	利用料金
研修交流室	當利を目的とする場合 1時間につき <u>4,074円</u>	研修交流室	當利を目的とする場合 1時間につき <u>4,806円</u>
	その他の場合 1時間につき <u>2,037円</u>		その他の場合 1時間につき <u>2,403円</u>
調理実習室	當利を目的とする場合 1時間につき <u>407円</u>	調理実習室	當利を目的とする場合 1時間につき <u>502円</u>
	その他の場合 1時間につき <u>203円</u>		その他の場合 1時間につき <u>251円</u>
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
別表第3 (第12条関係)			
区分	冷暖房利用料金		

現行		改正案
研修交流室	1時間につき305円	
調理実習室	1時間につき40円	

備考

- 1 研修交流室を分割して利用する場合は、この表に定める額を利用する面積で按分した割合を乗じた額を利用料金とする。
- 2 利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例新旧対照表（第9条の改正）

現行	改正案
(指定管理者の業務) 第8条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)～(3) (略) (4) <u>別表第1</u> に定める施設（以下「交流室等」という。）の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関する業務 (5) (略)	(指定管理者の業務) 第8条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)～(3) (略) (4) <u>別表</u> に定める施設（以下「交流室等」という。）の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関する業務 (5) (略)
(交流室等の利用料金) 第13条 (略) 2 前項の利用料金の額は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。 3 (略)	(交流室等の利用料金) 第13条 (略) 2 前項の利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。 3 (略)
(市長による直営) 第19条 (略) 2 市長は、前項の規定により自ら施設を管理することになったときは、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める利用料金を使用料として使用者から徴収する。	(市長による直営) 第19条 (略) 2 市長は、前項の規定により自ら施設を管理することになったときは、 <u>別表</u> に定める利用料金を使用料として使用者から徴収する。
<u>別表第1</u> （第8条、第13条、第19条関係） 交流室等利用料金	<u>別表</u> （第8条、第13条、第19条関係） 交流室等利用料金

現行

区分	利用料金（1時間当たりの単価）
交流室 1	900円
交流室 2	1,200円
交流室 3	200円
その他の附帯施設	10平方メートル当たり150円

備考 (略)

別表第2（第13条、第19条関係）交流室冷暖房利用料金

区分	冷暖房利用料金（1時間当たりの単価）
交流室 1	100円
交流室 2	150円
交流室 3	50円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

改正案

区分	利用料金（1時間あたりの単価）
交流室 1	1,000円
交流室 2	1,350円
交流室 3	250円
その他の附帯施設	10平方メートル当たり150円

備考 (略)